

# 看護キャリアセンター及び ナースセンターについて

# 長崎県看護キャリア支援センター

2019  
年度

## 未就業看護職者復職・就業支援研修

### 【看護基本集合研修：講義】 3日間シリーズ研修 募集人数 各20名

会場 ながさき看護センター（諫早市）

内容 回	医療、看護の動向 看護倫理/医療安全	感染予防/採血 等	観察技術/BLS 等	申込締切
1	5月15日(水) 10:00~15:00	5月16日(木) 9:30~15:00	5月17日(金) 10:00~15:00	4/20
2	11月6日(水) 10:00~15:00	11月7日(木) 9:30~15:00	11月8日(金) 10:00~15:00	10/20

### 【看護技術集合研修：演習】 6日間シリーズ研修 募集人数 各10名

会場：長崎県看護キャリア支援センター（佐世保市）

偶数月 水・木曜日 10:00~15:00

内容 回	医療安全・KYT 看護の 動向と倫理	感染防止・ 標準予防策 排痰方法と 吸引手技	栄養管理・ 経管栄養と胃瘻 口腔ケア・ 食事介助	注射・採血・ 血糖測定 ME機器の 取扱い	バイタルサイン と観察ポイント 急変時の対応・ AED	創傷、褥瘡処置 体位変換・ 車椅子移動	申込締切
1	4月10日	4月11日	4月17日	4月18日	4月24日	4月25日	3/30
2	6月11日(火)	6月6日	6月12日	6月13日	6月19日	6月20日	5/20
3	8月7日	8月8日	8月14日	8月15日	8月21日	8月22日	7/20
4	10月16日	10月17日	10月23日	10月24日	10月30日	10月31日	9/20
5	12月4日	12月5日	12月11日	12月12日	12月18日	12月19日	11/20
6	2月5日	2月6日	2月12日	2月13日	2月19日	2月20日	1/20

日程については変更の可能性有

### 【医療施設体験研修：実習】 3日間研修

就業を希望する施設で3日間の体験研修が受けられます。  
「看護基本・看護技術集合研修」を受講修了された方対象です。

長崎県看護キャリア支援センター会場のみ

無料の託児もご準備しております！  
(要予約)



— 対象 —

再就業の意思がある未就業看護職者  
福祉施設等に勤務する看護職者  
訪問看護師  
※初回受講の方、就業を急ぐ方優先

**申込方法** 裏面申込書記入後FAX または ホームページよりお申込みください

**問合せ先** 長崎県看護キャリア支援センター 〒857-0056 佐世保市平瀬町3番地1  
TEL 0956-23-8207 FAX 0956-23-8212  
mail nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp  
URL <http://nagasaki-kango-career.com>



開催  
予告

# 令和元年度 長崎県医療勤務環境改善セミナー

医療機関で働くスタッフのための「働き方改革」の進め方について、  
医師であり、「医師の働き方改革に関する検討会」構成委員でもある、  
斐 英洙(ハイ エイシュ)先生をお招きしセミナーを開催する予定です。

是非、ご参加ください。

日時: 令和元年11月18日(月)13:30開始予定

場所: 長崎県庁 1階 大会議室

対象: 県内医療機関の長及び管理者、その他関係者

## 講師ご紹介

ハイズ株式会社代表 斐 英洙(はい えいしゅ)氏

- 厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」構成員
  - 厚生労働省「医師需給分科会」構成員
  - 厚生労働省「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」構成員
  - 厚生労働省「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」構成員
  - 長崎大学医学部医学科 先端医育センター 非常勤講師 他
- ※『世界一受けたい授業』出演  
※日経メディカルオンラインで連載中  
※平成29年度厚労省委託トップセミナーで講演



斐 英洙 先生  
(ハイエイシュ)

開催につきましては、**8月頃にご案内**する予定です。  
院長先生、管理者、労務管理者、事務長、看護部長など、  
各所属の管理職の方をはじめ、医療機関で働く皆様のご参加をお待ちしております。



お問い合わせ先

○長崎県医療勤務環境改善支援センター  
電話：095-895-2425

○長崎県看護キャリア支援センター  
電話：0956-23-8207

# 2019年度 福祉施設への出張研修

## ● 自施設で研修をしませんか？

施設内の研修を充実させたい・・・

課題の解決対策に・・・等

施設が必要とする研修を、企画から開催当日まで当センターが支援します

## ● 長崎県全域20施設募集

1. 実施期間 7月～2月の希望日（月～金曜日）
2. 希望時間 10：00～17：00（60～90分/回）
3. 実施場所 希望施設
4. 費用 無料
5. 講師 県内講師の予定です。  
当日、当センターから職員を派遣します。
6. 申込方法 実施希望日の3ヶ月前までに  
裏面申込書記入後FAXまたはホームページより申込みください  
長崎県看護キャリア支援センター  
〒857-0056 佐世保市平瀬町3番地1
7. 問合せ先

TEL **0956-23-8207** FAX **0956-23-8212**  
mail [nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp](mailto:nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp)  
URL <http://nagasaki.kango-career.com>



※テーマは、ご相談に応じます ※1施設1回まで



看看連携研修

地域の仲間と  
スキルアップ!!

2019年度  
長崎県看護キャリアセンター

# 中堅看護職者 研修・交流会

～福祉・医療・在宅等に就業する看護職者の研修および交流会～

職場で話題になっていませんか？

「病院完結型」から「地域完結型」へ…

「医療機関」から「暮らしの場」へ…

「生活モデル重視」へ… 等

第1回 **10月22日(火)** 医療安全、感染予防

第2回 **1月24日(金)** フィジカルアセスメント

時間

10:00～15:00

会場

長崎県看護キャリア支援センター  
(佐世保市平瀬町3番地1)

対象

①福祉施設等に勤務する看護職者・訪問看護師  
②一般病院に勤務する中堅看護職者

定員

30名/回

受講料

無料

申込方法

裏面申込書記入後 FAX または ホームページより申込みください

問合せ先

長崎県看護キャリア支援センター  
(〒857-0056 佐世保市平瀬町3番地1)  
TEL **0956-23-8207** FAX 0956-23-8212  
mail [nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp](mailto:nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp)  
URL <http://nagasaki-kango-career.com>



# 長崎県ナースセンターとは…？

長崎県ナースセンターは、厚生労働大臣の許可を受けた看護職の無料職業紹介所（看護職のハローワーク）です。 [平成4年 長崎県指定]

## 看護職の無料職業紹介事業

現場経験のある看護師等の有資格者が、求職や求人相談に応じます

- ・ 就職に際しての心配事や職場の悩み、不安など、看護の仕事に関する相談を受け付けます。職場変更をお考えの方も、まずはご相談ください。
- ・ 個人情報厳守しますので、ご安心ください。
- ・ 求人をお考えの施設も、まずはご相談ください。
- ・ 求職・求人相談や登録は全て無料です。仲介料等も不要です。

## 看護職の届出制度による生涯支援

2015年10月から「看護職の届出制度」が始まりました。離職した看護職の方が、よりスムーズに再就職できるよう、生涯にわたる看護職のキャリア継続への支援を行っています。

## 再就職をバックアップ

登録された方には、「ナースセンターだより」「求人情報」等をお届けします。最新の看護についての情報提供や復職・就業支援研修等のご案内など、再就職への支援を行っています。

## 看護職を目指す方への進路相談

- 「看護職になるにはどうすればいい？」
- 「看護職としてスキルアップのため進学をしたい」とお考えの方には、県内の看護学校の案内等も行っています。

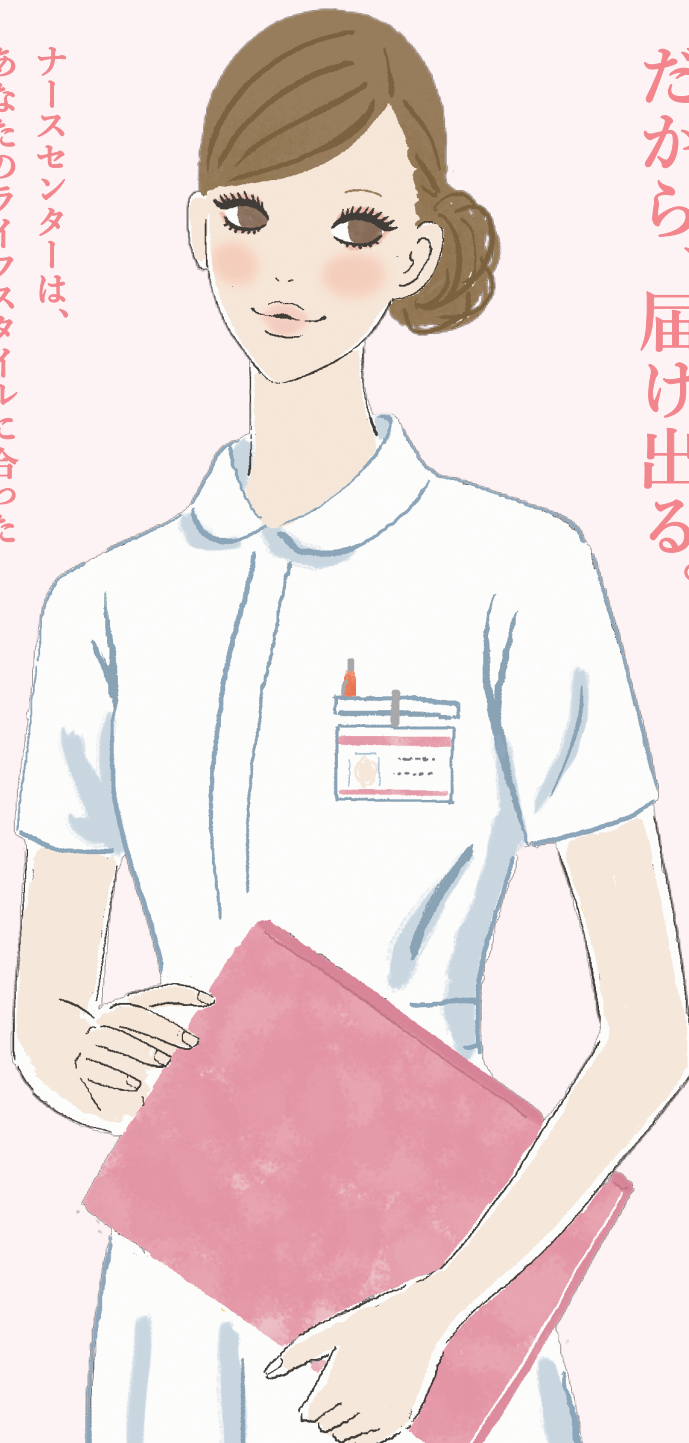


まずは、最寄りの相談所へ来所いただくかお電話等でご相談ください

## ～ 相談受付 ～

地区	住所	電話番号	受付時間
諫早 (本所)	諫早市永昌町 23-6 ながさき看護センター内	TEL:0957-49-8060 FAX:0957-49-8063	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00
長崎 (支所)	長崎市魚の町 3-28 長崎赤十字会館 6階	TEL:095-828-1747 FAX:095-828-1754	火・水・木曜日(祝日除く) 9:00～17:00 月・金曜日は転送電話により諫早にて対応
佐世保 (支所)	佐世保市平瀬町 3-1 長崎県看護キャリア支援センター内	TEL:0956-23-8208 FAX:0956-23-8212	月曜日～土曜日(祝日除く) 10:00～17:30

もう一度、看護職として仕事がしてみたい。  
だから、届け出る。



ナースセンターは、  
あなたのライフスタイルに合った  
働き方を一緒に考え、支援します。

### 再就業相談と 無料職業紹介

ナースセンターの相談員が、キャリアプランの実現も含めて、あなたの再就業をサポートします。お気軽にご相談ください。



### 再就業支援研修

最新の医療・看護に関する講習や医療機器を使った技術演習など、さまざまな研修が受けられます。



### 交流会（交流カフェ）

子育て中や定年退職した方など、様々な看護職が集まり、復職希望の有無に関わらず交流することができます。子育て中の看護職向けの交流会では、託児サービスもあります。



※サポート内容は都道府県ナースセンターにより異なります。

# ナースセンター

## 離職時等の届出窓口・無料職業紹介事業

47都道府県のナースセンターでは、離職時等の届出の受付や離職中の看護職への情報提供、再就業支援研修等の復職支援、無料職業紹介事業など、看護職をサポートするための様々な活動を行っています。

### 離職時等の届出

看護師等の届出サイト

とどけるん



スマートフォンやパソコンから「とどけるん」にアクセス。  
書面での届出はお近くのナースセンターへお問合せください。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ていただく制度です。（届出は努力義務）

◎一度届け出た方へ  
再度離職するなど、既に届け出た情報に変更がある場合は、「とどけるん」へアクセスし、届出情報の更新をお願いします。

### 無料職業紹介

ナースセンターの無料職業紹介サイト「eナースセンター」では、パソコン、スマートフォンから仕事を探すことができます。

eナースセンター



看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、都道府県ナースセンターは都道府県の看護協会が都道府県から、指定を受けて運営しています。

中央ナースセンター



公益社団法人 日本看護協会

とどけるん

検索

## 届出票

太枠内の項目に記入してください。 \*は記入必須項目です。

選択肢に番号があるものは1つ選択し、○をつけてください。

( )該当するものにチェックをつけてください。

記入年月日(西暦) 年 月 日

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第16条の3第1項に基づき、以下のように届け出ます。

氏名(*)	フリガナ	フリガナ
	姓	名
生年月日(*) (西暦)	年 月 日	性別(*) 1. 女性 2. 男性
現住所(*)	都道府県	〒
	住所番地	
電話番号1(*)	- -	電話番号2 - -
FAX番号	- -	
メールアドレス1(*)		メールアドレス2
保健師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成 年 月 日
助産師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成 年 月 日
看護師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成 年 月 日
准看護師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成 年 月 日
		認定都道府県
就業状況(*)	1. 就業していない 2. 就業していないが求職中 3. 就業中・就業予定(看護師等) 4. 就業中・就業予定(看護師等以外) 5. 学生 6. その他( )	
職歴		
離職年月(西暦)	年 月	
離職理由	1. 転職 (口看護師等として勤務 口看護師等以外の職種で勤務) 2. 進学・留学 3. 家庭の都合 4. 体調不良・療養 5. その他( )	
復職の意向	1. すぐに復職したい 2. いずれ復職したい 3. ない 4. 未定	
ナースセンターが行う無料職業紹介事業(eナースセンター)への登録を希望しますか	1. 希望する 2. 希望しない 3. 詳しい説明を聞きたい	

※「就業状況」について:離職前に届出票を記入する場合は、想定している離職後の状況(以下参考)をご回答ください。

1. 就業していない→就業する予定はない
2. 就業していないが求職中→就業先が未定のため求職活動をする予定
3. 就業中・就業予定(看護師等)→看護師等として就業することが決まっている
4. 就業中・就業予定(看護師等以外)→看護師等以外で就業することが決まっている(例:一般事務職等)
5. 学生→進学(大学院、留学等)

\*届けていただく情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載している「とどけるんプライバシーポリシー」に基づいて管理します。



## 介護人材の確保対策について

## 介護職員等の資格取得支援

## 1. 介護事業所研修体制構築支援事業&lt;別添1参照&gt;

○介護職員等の研修参加を促進し、資質向上や職場定着を図るため、事業所が負担した研修受講料の一部を補助します。

<対象となる研修>

研修名	基準額	補助率
介護プロフェッショナルキャリア 段位制度「評価者（アセッサー） 講習」	1人当たり 2万円	2/3 ※ただし、1,000円未 満は切り捨て

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

## 2. 実務者研修受講資金貸付事業&lt;別添2参照&gt;

○介護福祉士登録を目指し、実務者研修施設で実務者研修を受講する介護職員等に対し、研修受講に必要な経費（20万円以内）の貸付を行います。

○要件を満たす事業所で、介護福祉士の登録後、2年間勤務すれば、返還が免除されます。

<お問い合わせ先>

長崎県社会福祉協議会生活福祉課：電話 095-894-4027

「長崎県実務者研修受講資金貸付」で検索してください。

## 介護職員の研修

## 1. 各圏域における介護職員研修（別添3参照）

○県内8つの老人福祉圏域ごとに、到達目標を定め、新人職員、中堅職員等それぞれの階層に応じたテーマ別の合同研修を実施します。

※詳細は、別途県介護福祉士会から案内しておりますので、職員の受講について、ご配慮ください。

<お問い合わせ先>

長崎県介護福祉士会：電話 095-842-1237

## 介護事業所等の経営や労働環境改善支援

### 1. 経営・労働環境改善支援事業<別添4参照>

○県内8圏域に、社会保険労務士をアドバイザーとして配置し、経営や労働環境に関する個別相談を実施するとともに、課題に応じて専門家を派遣する事業を実施しています。

○以下の<具体的な相談事例>を参考に、事業所を経営・運営する中で、お困りごとがございましたら、まずはご相談ください。(相談は、無料です)

#### <具体的な相談事例>

##### 【経営問題】

- ・経営が厳しく、事業の継続が難しいので、経営改善について相談したい。
- ・経営資金や融資制度について相談したい。 など

##### 【労働環境問題】

- ・職員の離職を防止し、人材の定着を図りたい。
- ・賃金制度や人事評価制度について相談したい。 など

#### <お問い合わせ先>

別添4記載の圏域アドバイザーもしくは  
長崎県社会保険労務士会：電話 095-821-4454

### 2. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業<別添5参照>

○県が、県社会保険労務士会に委託し、介護事業所の処遇改善加算取得のため、専門家(社会保険労務士)を派遣し、加算取得に必要な要件を満たすための支援を行っています。加算取得・上位加算への移行を検討されている事業所の方は、まずはご相談ください。(相談は、無料です)

平成30年度は、89事業所の皆様からご相談を受け、63事業所が加算取得・上位加算への移行を行いました。

#### <令和元年度の取組>

○特に、加算区分Ⅳ及びⅤは廃止される予定(現在、経過措置期間中)であることから、加算区分Ⅳ又はⅤを取得している事業所や、加算未取得の事業所は、当事業を積極的に活用し、介護職員の処遇改善を図ってください。

○また、加算区分Ⅱ及びⅢを取得している事業所も、上位加算への移行のため、当事業の活用をご検討ください。

○加えて、R元年10月に新設される「介護職員等特定処遇改善加算」の取得も相談の対象としております。

#### 【参考】処遇改善加算取得状況(H31.4.1現在)

区分Ⅰ:66.4%、区分Ⅱ:10.1%、区分Ⅲ:11.6%、区分Ⅳ:0.5%、区分Ⅴ:0.4%  
未取得:11.0%

#### <お問い合わせ先>

長崎県社会保険労務士会：電話 095-821-4454

### 3. 「ながさき介護の職場環境向上宣言」制度<別添6参照>

#### ○目的

- ・若者や求職者が、介護の仕事に対して抱いている不安やマイナスイメージの払拭・軽減及び介護分野への参入を図る。
- ・介護職場の勤務条件や職場環境の改善を促進し、介護職員の定着を図る。

#### ○内容

- 長崎県内に介護施設や事業所を持つ法人が、
  - ・勤務条件や職場環境の改善に取り組むことを宣言
  - ・法人理念や給与、休暇等の求人票では見えない詳細な情報提供を行う
- 宣言した法人に対して、以下の支援を行います。
  - ・宣言事業所であることを県のホームページで公表します。
  - ・県が実施する合同面談会で、宣言法人を「ながさき介護の職場環境改善事業所」として、参加者へ紹介するなどのPRを行います。

○令和元年度も実施する予定にしており、詳細は、別途ご案内させていただきます（8月初旬予定）。

昨年度、宣言していただいた事業所情報につきましては、県ホームページで公表しておりますので、「ながさき介護の職場環境向上宣言」で検索してみてください。

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

## 介護ロボット・ICT導入支援

### 1. 介護ロボット・ICT導入促進事業

○県では、介護職員の労働環境改善・生産性向上のため、介護事業所による介護ロボット・ICT導入の支援を行っております。

#### ○令和元年度の実施予定

- セミナー及び機器展示会の開催
  - ・長崎市及び佐世保市の2会場で実施
- 導入先進事業所への見学会の実施
  - ・県外及び県内の導入先進事業所への見学会を実施
- 先駆的な介護ロボット等の導入経費の助成（1台：30万円上限）

<参考>

#### ○平成30年度の実績

- 導入好事例集の作成・・・県ホームページにて公表
- セミナー及び機器展示会の開催
  - ・長崎市（11/21）及び佐世保市（11/20）の2会場で実施
- 導入先進事業所への見学会の実施
  - ・県外（福岡県）（1/18）及び県内（3/11）の導入先進事業所への見学会を実施

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

## 未経験者等の参入支援

### 1. 介護助手導入モデル事業の実施<別添7参照>

○令和元年度も、昨年度と同様、関係団体にご協力いただき、県内各地の介護事業所において、元気高齢者等を対象に、介護の基礎的な講座及び職場体験を実施してもらい、「介護助手」として参入の働きかけを行います。また、併せて、介護助手導入先進事業所等によるセミナーを開催予定にしております。詳細は、別途ご案内させていただきますので、ご参加ください。

<参考>

#### ○H30年度の取組実績

- ・老施協、老健協、GH協に協力いただき、県内各地の介護事業所（22事業所）において、元気高齢者等を対象に、介護の基礎的な講座を開催するとともに、職場体験を通じ、「介護助手」として介護事業所への参入の働きかけを行った。
- ・介護助手導入先進事業所等によるセミナーの開催（3月18日（長崎市）、3月19日（佐世保市））

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

### 2. 入門的研修の実施<別添8参照>

○介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、平成30年度から新たに創設された入門的研修（21時間（基礎講座のみ3時間））を実施し、介護分野への参入を促進します。

○令和元年度は、介護労働安定センター長崎支部に委託し、各老人福祉圏域（8圏域）において実施予定（詳細は別添7参照）

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

介護労働安定センター長崎支部：電話 095-828-6549

## 外国人介護人材確保・定着支援

### 1. 外国人介護人材受入促進セミナーの開催

○平成29年9月：在留資格「介護」の創設、平成29年11月：技能実習制度に「介護職種」の追加、平成31年4月：新たな在留資格として、「特定技能（介護）」が創設され、外国人受入に関する法整備がなされています。

○平成29年度に実施した「外国人介護人材活用のための実態調査」において、行政へ

の要望として、「外国人介護人材の受入れに関する事業所向けセミナーの開催」が多かったことから、昨年度は、「技能実習制度」をテーマに外国人受入に関するセミナーを開催しました。

- 令和元年度も引き続き、外国人受入に関する情報を提供するため、セミナーを開催するとともに、介護施設による外国人留学生への奨学金等の支給に対する支援や、地域の中核的な受入施設等が、外国人介護人材に対して、介護技能や日本語能力向上のための集合研修等を実施する経費への支援を行うこととしています。詳細が決まりましたら、別途通知いたしますので、ご活用ください。

#### <参考>

#### ○H30年度の実績

##### 【セミナーの内容】

- ①在留資格制度等（技能実習制度）の概要説明
  - ②外国人受入事業所による事例紹介
  - ③監理団体による事業紹介
- （長崎会場） 日時：平成31年3月18日（月）  
場所：長崎総合福祉センター
- （佐世保会場） 日時：平成31年3月19日（火）  
場所：アルカス SASEBO

#### <お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

## その他

### 1. 福祉人材センター（県社会福祉協議会）関係

#### ○介護福祉士の資格等取得者の届出制度<別添9>

- ・介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも円滑に介護の仕事で再び活躍いただくため、社会福祉法改正により、平成29年4月1日から、介護福祉士の資格をお持ちの方で、お仕事をされていない方は、都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となっています。
- ・また、努力義務ではありませんが、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方も届出できますので、対象の皆様への周知及び登録にご協力ください。
- ・特に、「結婚・出産・妊娠・育児のため」仕事を辞められる方が多い（介護労働安定センター調べ）ので、その際は、是非制度をご説明いただき、登録にご協力ください。
- ・現在（R1.7.29）、登録者数は、130名となっております。

#### <お問い合わせ先>

長崎県社会福祉協議会福祉人材研修センター：電話番号 095-846-8656

介護プロフェッショナル  
キャリア段位制度

令和元年度

# アセッサー講習 受講者募集のご案内

介護の実践スキルの評価で  
OJTを通じた人材育成を活性化!



昨年度までに全国で2万人を超えるアセッサーが養成されています。

## アセッサー 講習とは?

○国で定めた全国共通の介護の実践スキル評価項目を用いて、介護現場で実践スキルを評価する「アセッサー（評価者）」を養成する講習です。

○実践スキルの評価結果を用いた、介護職員のOJTを通じた人材育成方法についても学ぶ講習です。

第1期 集合講習日 11/8 (金)

申込期間 7/2 (火) ~ 8/30 (金)

受講期間 9月中旬~11/8 (金)

集合講習会場 (予定)

北海道 宮城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県  
富山県 静岡県 愛知県 大阪府 兵庫県 広島県  
福岡県 長崎県 鹿児島県 沖縄県

1期&2期共に

7/2 (火) より

受付開始!

第2期 集合講習日 1/31 (金)

申込期間 7/2 (火) ~ 10/31 (木)

受講期間 12月初旬~1/31 (金)

講習会場 (予定) 東京都

※第2期会場は東京のみで開催予定

## ~介護職員のキャリアパス形成~

基本介護技術から高度な専門的介護の  
実践スキルの評価まで

### ■講習の構成

- ① テキスト学習
- ② eラーニング受講
- ③ トライアル課題実施
- ④ 集合講習受講

### ■講習費用

22,810円(税込)

- 【内訳】・受講料……………19,980円(税込)  
・講習指定テキスト代……2,700円(税込)  
・払込取扱手数料……………130円(税込)

### お申し込み方法

ホームページよりお申し込みください。  
<http://careprofessional.org>

介護キャリア段位

検索



### ■お問い合わせ

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部  
TEL:03-5402-4882 FAX:03-5402-4884

# アセッサーは約23,000人、全国で展開中！

## 約5,000名の介護職員の方の評価(OJT)を実施中！

### 介護 プロフェッショナル キャリア段位制度

- 介護職員の「介護の実践スキル」を介護事業所内のアセッサー（評価者）が評価し、その評価結果に基づいて介護の実践スキルレベルを認定する制度です。
- レベル認定者は全国共通の介護スキル評価基準に基づく認定者であるため、介護のスキルを全国で証明することができます。
- 平成24年度に内閣府の実践キャリア・アップ戦略としてスタートし、厚生労働省介護職員資質向上促進事業を経て、介護職員の資質向上を目的とする事業として実施しています。

### 介護職員のOJTを通じた 人材育成による人材の定着



### 介護サービスの 質の確保と向上

### アセッサー 講習内容

- 科学的手続きを踏まえて抽出された「介護技術評価項目」の詳解
- 根拠に基づいた介護としての評価方法について
- 認知症症状の周辺症状のある利用者やターミナルケアが必要な利用者への対応、介護過程の展開等、専門性を活かした取り組みについて
- 地域包括ケアシステムの取り組みについて
- 評価と介護技術指導者としての役割とOJT実施方法 など



### 講習受講者の声



アセッサーはただ評価する立場ではなく、人材育成の中心となり、今後の介護現場の成長を支えていくOJT指導の役割を担っていることがわかりました。

eラーニング、トライアル評価、集合講習を通して、しっかり学べる機会となりました。介護職としての専門性と役割が明確になりました。



### 講習受講者アンケート



96%の受講者が、講習は現場で指導を行っていく上で「有意義」と回答。



98%の受講者が、介護キャリア段位制度が、介護職員の資質向上のためのOJTツールとして活用できると回答。

## 施設・事業所の法人代表者・管理者からの反響

### 組織のキャリアパス導入に活用できました！

客観的な評価の仕組みを取り入れたため、職員のやりがいやモチベーションのアップにつながりました。キャリアパス制度の導入で職員の定着率向上につながりました。  
(訪問介護事業所 所長)

### OJTを仕組みとしてビルトインできました！

キャリア段位制度の枠組みを用いて、事業所にOJTの仕組みを取り込むことができました。  
(通所介護 法人代表者)

### 人材育成はリスク管理！

日々、「現場で発生しうる事態」に目を向ければ、OJTによる人材育成に取り組んでいくことはリスク管理そのもの。指導できる層の養成と確保は、今後の事業継続の生命線なのです。

(介護老人福祉施設 施設長) 2

### 事業所の人材マネジメントに役立ちました！

評価を通じてアセッサーと職員とのコミュニケーションが図られ、職員の良い点・可能性を発見する機会になりました。アセッサーの意識向上とともに、介護職員を指導できるスタッフとして育成されています。  
(介護老人保健施設 老健部長)

別添2

# 応援します！ 介護福祉士を目指す方

好評につき  
本年度も実施！(注)

注：来年度実施できるかは未定です。

がんばれ！



お貸しします！

20 万円以内

CHANCE



## 資金の対象

実務者研修受講料(\*1)、国家試験受験料、参考書・問題集代(\*2)、  
国家試験交通・宿泊費(離島地区のみ)(\*2)、研修交通費(\*3)  
国家試験対策講座受講料(\*2・4)

- \*1：雇用保険の教育訓練給付金との併用(給付金20~70%を差引いた部分)は可能です。  
給付金を利用する場合は、上記給付金を差引いた金額で申請下さい。  
上記給付金との不適切な併用がある場合は、返還が必要です。
- \*2：各費目ごとに申請できる上限目安額があります。詳細は申請書の費目内訳に従って下さい。
- \*3：通学の負担が著しく大きい場合のみ。申請する場合は、事前に連絡下さい。
- \*4：対策講座の申込完了が必要です。申込書写しを添付して下さい。

領収書の提出は不要。必要最小限の実費かつ上限目安額内。  
(支出見込み費用は、見積額で記入。)

試験合格、  
2年間勤務で  
返還不要

詳細は、裏面を参照下さい。

## 実務経験が3年未満でも申請可能！

(本資金で実務者研修を卒業し、実務経験3年を満たした年度に国家試験を受験して下さい。)

例：実務経験=現在1年、国家試験受験予定=R4年1月  
但し返還免除になる時期が最短R6年4月に延長されます。  
(借入時から国家資格登録後2年間までの継続勤務が必要です。)

## 貸付対象者

【下記すべてに該当する方】

- ① 長崎県内で介護・相談支援等(以降介護等)業務に勤務中(注1)
- ② 長崎県内の実務者研修施設で研修受講中(申込期間も含む)(注2)
  - ※これから受講する方は、本件貸付申請前に研修施設へ申込み、受講生となり、受講カード又は受講証明等を入手して下さい。初回のスクーリングが未到来でも、申請可能です。
  - ※申込期間は、研修中(研修申込から研修修了証明書発行まで)に限定されます。  
研修期間後は、本貸付の申込はできません。
- ③ 介護福祉士登録を目指し、登録後も県内で介護等業務に従事予定(注1)
  - 注1：勤務は正社員、常勤に限定していませんが、年間180日以上に従事が必要です。  
また勤務先には、老人福祉施設、障がい者支援施設、病院等が含まれます。
  - 注2：ひとり親自立支援教育訓練給付金、職業訓練など他の補助金等で受講する方は除きます。



やってみよう！

申請は長崎県社会福祉協議会へ。申請方法は裏面を参照下さい。

2019/06/01



## 初回のスクーリング未到来でも、申請可能！

(本件申請前に研修施設への申込が完了すれば、申請可能です。)

### 募集内容

- 申込み期限：令和2年2月28日(必着)
- 人数：300名程度
- ※ 定員に達した場合、その時点で募集を停止します。  
募集停止が見込まれる場合は、長崎県社会福祉協議会ホームページの新着情報に掲載します。



### 連帯保証人

- 1人必要です。
  - ※ 一定の収入があれば、同一生計者でも可。
- 注意：貸付申込者が未成年の場合、法定代理人(親権者又は後見人)が連帯保証人となります。

### 申込み手続き (原則事業所経由です)

- 1) 申請者は、まず研修施設に受講を申込み、受講カード等を送付してもらってください。
- 2) 申請者は、次に推薦書以外の提出書類を整え、勤務先事業所へ提出して下さい。
- 3) 事業所は、推薦書を作成し、その他書類を精査のうえ、県社協へ郵送して下さい。

※ 自己資金で受講料を立て替えてできない場合は、ご相談ください。

### 提出書類

- 1) 県社協ホームページよりダウンロードして記入、押印する様式。  
① 申請書チェックリスト、② 貸付申請書、③ 個人情報取扱同意書、  
④ 推薦書(介護職場作成)、⑤ 借用书(金額を書損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可。)  
※ 様式を変更しています。旧様式は使用せず、必ず新様式をダウンロードして使用ください。  
※ 自宅、職場等でダウンロードできない場合は、下段申込・問い合わせ先(県社協)へお電話下さい。
- 2) 振込口座通帳の写し(表表紙とその裏部分のみ：支店名、かな氏名、口座番号確認)
- 3) 申請者の住民票(世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く)
- 4) 連帯保証人の住民票(世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く)
- 5) 研修受講を証明する資料(これから受講する方は、まず研修施設への申込を済ませて下さい)  
研修施設の受講カード等。左記がない場合は、県社協指定様式の受講証明書(研修施設作成)  
その他) 国家試験対策講座を受講する場合は、申込書写しを添付して下さい。

がんばれ!



### 審査・貸付契約・送金

完備した書類を受付け後、原則1~3週間後を目途に審査結果を通知、送金します。

### 返還及び返還猶予、返還免除

長崎県内の介護職場に介護職員等として勤務している間、返還は猶予。

次の要件すべてを満たせば、返還不要(免除)となります。

- ① 介護福祉士受験資格を得た年度に国家試験に合格し、翌年度までに資格登録を行う。  
※ 不合格の場合は、一度だけ翌年の受験、合格、翌々年度の資格登録を認めます。
  - ② 借入時から介護福祉士登録後の2年間まで、継続して県内で介護職員等として従事。  
※ 他産業又は長崎県外への転職、介護職員等以外への職種異動等の場合は、返還が必要。  
(やむをえない場合は、申請により最長1年の分割払いが認められます。)
- ※ 借用期間中は、休職、退職、住所変更の届出義務があります。

おめでとう

WIN!



### 申込・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号  
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会  
介護貸付担当 宛て

TEL 095-894-4027



【詳細は上記HPの募集要項、手引きを参照】

遠慮なく、  
電話して下さい。



2019/06/01

令和元年度

# 志岐圏域 介護職員研修

「楽しく介護をする」

別添3

新人職員  
向け

入職1～3年目の介護職員及び就業年数に関わらず介護の基本を再確認したい方を対象に、基本的な知識・技術を学ぶとともに、同じような立場でがんばっている他事業所の職員と交流を深めることができる機会として、3回シリーズで実施します。

## <第1回>

日時：令和元年 8月24日(土) 18:30 ～ 20:30  
場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ イベントホール  
内容：『介護記録の意味・重要性・記入の仕方』  
～そもそも記録はなぜ書くの?～  
講師：諫早市 寿光会介護研修センター 瀧 知賀子 氏

## <第2回>

日時：令和元年 9月 7日(土) 18:30 ～ 20:30  
場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ イベントホール  
内容：『基本的な接遇やマナー』  
～どんなことに注意したらいいの?～  
講師：大村市 居宅支援事業所 スマイルケア 福嶋 孝紀 氏

## <第3回>

日時：令和元年11月23日(土) 18:30 ～ 20:30  
場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ イベントホール  
内容：『コミュニケーション能力の向上』  
～相手の事を知ることが介護の一步?～  
講師：長崎市 出口病院 OT 宮川 由香 氏

**※申込期限：令和元年 8月16日(金)**

裏面の参加申込書に必要事項を記入してFAXしてください。

受講料  
無料

令和元年度

## 吉岐圏域 介護職員研修

「心を動かす介護が出来るようにする」

中堅職員  
向け

入職4年以上の介護職員を対象に、中堅職員として、利用者に合せて柔軟に対応できる知識・技術を学ぶとともに、後輩を指導したり、職場全体のチームワークや風土づくりに貢献するなどの役割を理解できるよう、3回シリーズで実施します。

### <第1回>

日時：令和元年 6月29日(土) 18:30 ~ 20:30  
場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ イベントホール  
内容：『職場の雰囲気良くして働きやすくするためには・・・』  
～明るく楽しい職場を作るヒントは?～  
講師：雲仙市 ケアプランセンターやまぼうし 堀部 和貴 氏

### <第2回>

日時：令和元年 7月27日(土) 18:30 ~ 20:30  
場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ イベントホール  
内容：『自立支援とは?どうしたら良いの?』  
～どうしたら自立を支援するいうの?～  
講師：Rehab for Japan 大久保 亮 氏

### <第3回>

日時：令和元年10月25日(金) 18:30 ~ 20:30  
場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ イベントホール  
内容：『最新の福祉用具を理解し現場に活かしていこう』  
～知っていたほうが得する福祉用具って?～  
講師：福祉用具業者・吉岐市社会福祉協議会 福祉用具担当

**※申込期限：令和元年 6月21日(金)**

裏面の参加申込書に必要事項を記入してFAXしてください。

## お申込みと個別相談の流れ

施設・事業所様より長崎県社会保険労務士会または圏域アドバイザーへ問い合わせ・申込み

コーディネーターより連絡  
(詳しいお話を伺い、派遣するアドバイザーを調整します)

アドバイザーから施設・事業所様に連絡  
(訪問日程の調整・必要事項の確認をさせていただきます)

訪問1回目～



相談内容の確認  
現状把握・要件の整理  
必要書類等のアドバイス  
相談支援

訪問2回目～ ※必要に応じて



訪問1回目の補足説明  
相談支援

最終回



必要に応じ改善結果の確認  
確認結果を受けた相談支援

※長崎県の委託事業として実施しますので、施設・事業所様の費用負担はありません。

〈申込書〉この用紙を使用し、FAXまたはメールにて申込みください

ふりがな		担当者名	
事業所名		従業員数	介護職員等 その他
住所	〒	電話番号	
相談内容	〈後日、詳しいお話を伺いますので、記入可能な範囲で結構です〉		

FAX/095-821-2515 メールアドレス/info@sr-nagasaki.or.jp

お申込み  
お問合せ



長崎県社会保険労務士会

〒850-0027  
長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B

☎095-821-4454 FAX.095-821-2515 ✉info@sr-nagasaki.or.jp

| 県担当課 | 長寿社会課 ☎095-895-2440

長崎県委託事業

# 経営・労働環境 改善支援事業

(個別相談事業)

人材確保・教育訓練

労働時間・休日・休暇

経営改善

職場のいじめ・嫌がらせ

〈長崎県内において、介護サービスを  
提供する施設・事業所様へ〉

経営や労働環境について  
お悩み事はありませんか？  
社会保険労務士等の専門家が  
御社を訪問して

**無料**  
で  
個別相談に応じます

別添4

長崎県社会保険労務士会

## 相談事例のご紹介

経営のこと、職場の悩み、様々な相談をお受けしています。  
その中で実際にあった7事例をご紹介します。

**case 1**  
経営が厳しく、事業の継続が難しいので、  
経営改善について相談したい  
経営資金や融資制度について相談したい

**case 2**  
介護事業という特殊な業種での労務管理に  
ついて相談したい  
・夜勤等のシフトの作り方、アルバイトやパートのシフトの作り方  
・年次有給休暇や育児休業取得

**case 3**  
職員の離職を防止し、人材の定着を図りたい  
新たに募集採用をする場合のアドバイスがほしい

**case 4**  
賃金制度や人事評価制度について相談したい  
当所の給与体系が適正なものであるか確認してほしい

**case 5**  
雇用関係助成金等について相談したい  
経営に関する補助金はどのようなものがあるか知りたい

**case 6**  
介護職員（一般）に対する、研修や人材育成について相談したい  
管理者やリーダー等の育成と教育方法を教えてほしい

**case 7**  
ハラスメント対策・いじめ嫌がらせ対策について困っています  
アドバイスしてほしい

その他、いろいろな相談に対応いたします。お気軽にお問い合わせください。

## 圏域アドバイザーのご紹介

県内8圏域に専任のアドバイザーを配置して、個別相談の  
対応にあたります。

圏域	担当アドバイザー
<b>長崎圏域</b> (長崎市、西海市、長与町、時津町)	<b>きぼう社会保険労務士事務所</b> 堀江 武志 長崎市万屋町5-32 第2ノ瀬ビル303 TEL.095-824-9336
<b>佐世保・県北圏域</b> (佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町)	<b>佐藤社会保険労務士事務所</b> 佐藤 信吾 佐世保市権常寺1-11-23 プラムマンション503 TEL.0956-39-3449
<b>県央圏域</b> (諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町)	<b>労務・研修ラボ スエナガ</b> 末永 訓弘 佐世保市泉町2-2 後藤ビル101 TEL.0956-76-9277
<b>県南圏域</b> (島原市、雲仙市、南島原市)	<b>梅澤社会保険労務士事務所</b> 梅澤 浩 島原市榎の木町3965-4 TEL.0957-63-0520
<b>五島圏域</b> (五島市)	<b>TSR社会保険労務士事務所</b> 才津 禎一朗 五島市幸町1-2 TEL.0959-72-3993
<b>上五島圏域</b> (小値賀町、新上五島町)	<b>こせら社会保険労務士事務所</b> 小瀬良 清 諫早市飯盛町開1165-64 TEL.0957-51-0423
<b>杵岐圏域</b> (杵岐市)	<b>労務・研修ラボ スエナガ</b> 末永 訓弘 佐世保市泉町2-2 後藤ビル101 TEL.0956-76-9277
<b>対馬圏域</b> (対馬市)	<b>きぼう社会保険労務士事務所</b> 堀江 武志 長崎市万屋町5-32 第2ノ瀬ビル303 TEL.095-824-9336

※御相談内容によっては、社会保険労務士以外の専門家が対応いたします。

お申込みの流れ

事業所様より問い合わせ・申込み

社会保険労務士会  
(申込み等の受付)

コーディネーターより連絡  
(詳しいお話を伺い、アドバイザーを決定)

担当アドバイザーより連絡  
(訪問日程の調整・必要事項の確認)

相談1回目



相談内容の確認  
現状の把握・要件の整理  
必要書類等のアドバイス

訪問2回目



計画書類等の作成補助・指導  
確認事項査収確認  
取得区分の決定

最終3回目



確認事項整理  
書類等の実務指導・最終確認

長崎県委託事業

# 介護職員等 処遇改善加算取得促進 特別支援事業

処遇改善加算を取得していない、又は区分を上げたいとお考えの  
介護保険サービス事業主様・障害福祉サービス事業主様へ

現在、介護や福祉の仕事は、賃金が低い・仕事がつらい・休みが取りにくいなど、勤務条件が良くないというイメージがあり、人材の確保が難しくなっています。職場環境を改善し、処遇改善加算を取得することにより、従業員の給料をアップさせ、人材不足を解消しましょう。

長崎県社会保険労務士会と社会保険労務士が、  
処遇改善加算取得のためのお手伝いをいたします。

処遇改善加算取得のためのアドバイスと実務指導を行います

無料の  
事業所訪問あり！  
(3回)



別添5

長崎県社会保険労務士会

6

アドバイザー・コーディネーターとは、雇用管理・労務管理の専門家(社会保険労務士)です  
※長崎県の委託事業として実施しますので、事業所の費用負担はありません。  
※障害福祉サービス事業所については、中核市(長崎市・佐世保市)の所在事業所を除く事業所が対象となります。

〈申込書〉この用紙を使用し、FAXまたはメールにて申込みをお願いします。

ふりがな		担当者名	
事業所名		従業員数	介護職員等 その他 人
住 所	〒	電話番号	
相談内容1			
相談内容2			

FAX/095-821-2515 メールアドレス/info@sr-nagasaki.or.jp

申込み  
お問合せ



長崎県社会保険労務士会

〒850-0027  
長崎市神楽町5C-1 杉本ビル3階B

☎095-821-4454 FAX.095-821-2515 ✉info@sr-nagasaki.or.jp

県担当課

〈介護保険サービス関係〉長寿社会課 ☎095-895-2431

〈障害福祉サービス関係〉障害福祉課 ☎095-895-2455

# 「介護職員処遇改善加算」 「福祉・介護職員処遇改善加算」

介護保険サービス  
事業所対象

障害福祉サービス等  
事業所対象

〔注〕  
文中の「介護職員等」とは、「介護保険サービス事業所における介護職員」及び、「障害福祉サービス等事業所における福祉・介護職員」を示します。

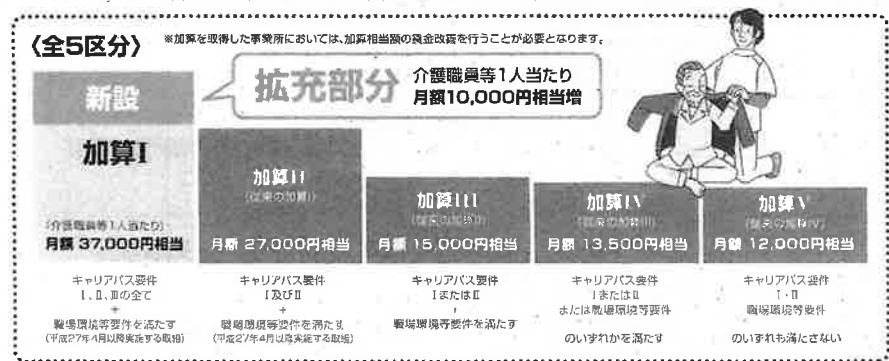


厚生労働省では、介護職員等の方の処遇改善を図るため、平成29年4月1日から処遇改善加算の拡充を行っています。

Q1 平成29年4月1日から、どのようなところが変わったの？

A1 より加算の高い新たな区分が1つ加わり、全5区分になりました。

平成29年4月から新設された「加算Ⅰ」を取得すれば、介護職員等1人当たり月額3万7千円相当の加算が受け取れます。従来(平成29年3月まで)の加算Ⅰを取得している場合は、月額平均1万円相当の増となります。



Q2 「キャリアパス要件」「職場環境等要件」とは？

A2 処遇改善加算の申請のために必要な要件は、以下のとおりです。

申請できる加算は、どの要件を満たしているかによって異なります。

▶キャリアパス要件:Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3種類の要件があります。

- Ⅰ……職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- Ⅱ……資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- Ⅲ……経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(新設)

～キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例～

- 「勤続年数」や「経歴年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

▶職場環境等要件:賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施すること。

※処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員等へ周知することが必要です。



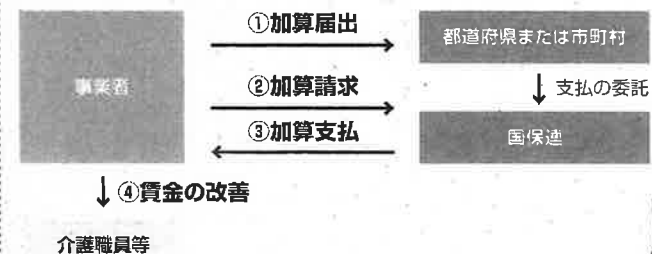
Q3 処遇改善加算の目的は？

A3 介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

▶加算を取得した事業者は、介護職員等の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。

▶事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。支払の委託を受けた国保連は事業者に加算(報酬)を支払い、事業者は介護職員等の賃金改善を行います。

〈加算の届出の流れ〉



●従来の処遇改善加算Ⅰを取得している場合

平成29年4月1日から新設された「加算Ⅰ」を取得すると、更に月額平均1万円相当、介護職員等の方の賃金を上げることができます。

※新設された加算Ⅰを取得するには、従来の加算Ⅰの要件に加えて、キャリアパス要件Ⅲを満たす(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を全て満たす)ことが必要となります。

※加算の申請には、処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

●処遇改善加算をまだ取得していない場合

加算の取得によって、これまでよりも介護職員等の方への賃金を増やすことができます。あなたの事業所が算定要件を満たしているかどうか確認してみてください。

※加算の算定要件の確認と申請には、処遇改善計画書と、就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

## 「ながさき介護の職場環境向上宣言」制度 宣言事業所 募集要項

### 1. 「ながさき介護の職場環境向上宣言」制度の概要

#### (1) 「ながさき介護の職場環境向上宣言」制度とは…

「ながさき介護の職場環境向上宣言」制度は、以下のような制度です。

##### <内容>

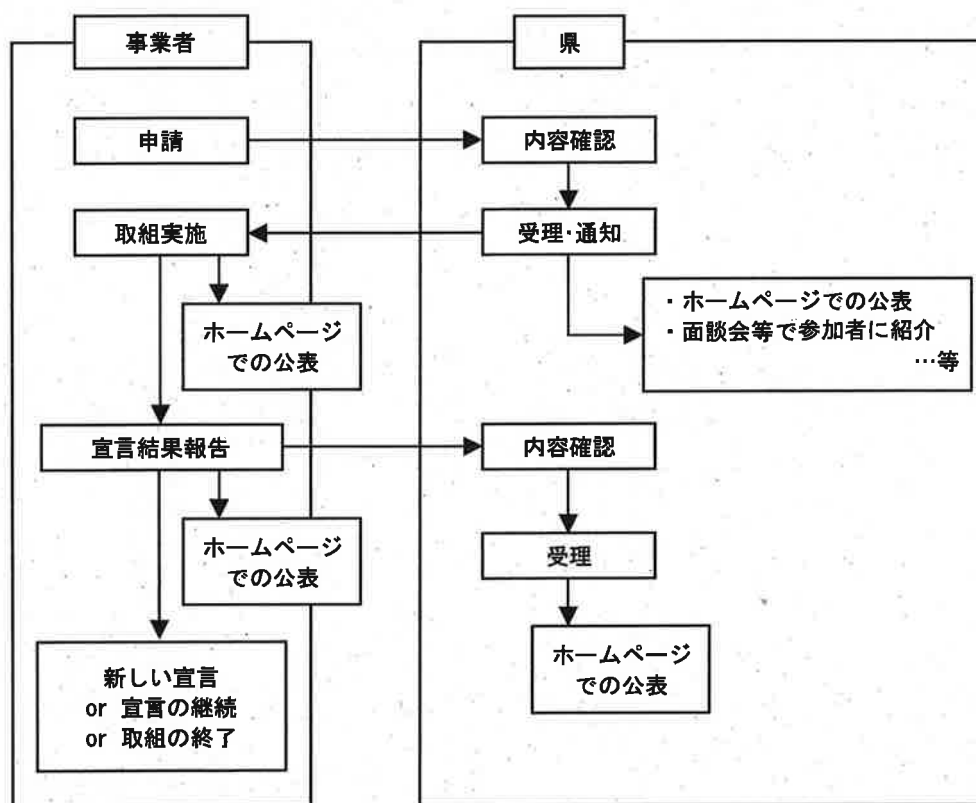
長崎県内に介護施設や事業所を持つ法人が

- ・勤務条件や職場環境の改善に取り組むことを宣言
- ・法人理念や給与、休暇等の求人票では見えない詳細な情報の公表を行う。

##### <目的>

- ・若者や求職者が介護の仕事に対して抱いている不安や悪いイメージの払拭・軽減及び介護分野への参入促進を図る。
- ・介護職場の勤務条件や職場環境の改善を促進し、介護職員の定着を図る。

#### ■ おおまかな宣言制度の流れ



#### (2) 宣言した法人への県の支援

宣言した法人に対しては、県が以下の支援を行います。

- ・宣言事業者であることを県のホームページで公表します。
- ・県が実施する合同面談会で宣言法人を「ながさき介護の職場環境向上宣言事業所」として参加者に紹介する等といったPRを行います。



### (3) 宣言項目と法人情報の公開

#### <宣言項目>

宣言項目は以下のとおりです。この中から大項目ごとに、それぞれ1つ以上の小項目について、取組を行っていただきます。

#### 大項目1 人材育成に関すること

- ・ 新人職員の教育体制に関すること
- ・ 職員の資質向上のための、研修や資格取得に関すること
- ・ キャリアパスに関すること
- ・ その他（上記以外・自由記載）

#### 【取組例】

- ・ 新たに内部研修を開催し、職員が研修に参加しやすい体制を整備する。
- ・ 資格試験の学習のための休暇制度や短時間勤務制度を整える。
- ・ 職員が資格を取得するために受講する研修の受講料を支援する。

・・・等

#### 大項目2 処遇・職場環境の改善に関すること

- ・ 賃金の改善に関すること
- ・ 業務負担の軽減に関すること
- ・ ワークライフバランス（仕事と暮らしの両立）に関すること
- ・ その他（上記以外・自由記載）

#### 【取組例】

- ・ 新たに介護福祉士資格手当を設け、資格取得の促進と賃金向上を図る。
- ・ システムや機器を導入し、介護記録の作成にかかる負担の軽減を図る。
- ・ 育児や介護のための休暇や短時間勤務の取得者を2倍にする。

・・・等

#### 大項目3 職員の心身の健康やモチベーションに関すること

- ・ 職員の悩みや不満の解消に関すること
- ・ 職場の人間関係の改善に関すること
- ・ 専門性の発揮や評価等のモチベーションの向上に関すること
- ・ その他（上記以外・自由記載）

#### 【取組例】

- ・ 産業医による1対1の面談を全員が年1回以上受ける機会を設ける。
- ・ 職員同士の良い面について毎日1件コメントを残し、まとめてフィードバックを行い、チームワークと働きやすい環境づくりを推進する。
- ・ 職員の能力に応じた役割分担と評価制度を給与と連動させる仕組みを作る。

・・・等

## 2. 宣言手続きについて

### (1) 宣言法人の要件

宣言は法人単位で行います。また宣言をする法人は、県内に介護事業所等を設置する法人で、以下のすべての項目を満たしている必要があります。

- ・ 介護保険法や労働基準法等の関係法令を遵守していること
- ・ 法人内に介護職員処遇改善加算の加算Ⅰを取得している施設・事業所があること
- ・ 法人又は施設・事業所のホームページを備えていること

### (2) 宣言手続き

#### ア 基本情報、取組項目、法人情報の記載

以下のa～cについて、様式に沿って必要事項を記載してください。

##### a 基本情報（様式2-①）

- ・ 法人名や法人所在地、また今回の宣言に基づき取組を行う事業所等を、様式に沿って記載してください。

##### b 宣言情報（様式2-②）

- ・ 様式2-②の「具体的取組」の部分を、様式に従って、「現在の状況」を記載し、その状況を取組期間の終了までにどう改善するのかを決定し、それを「将来の目標」欄に記載してください。
- ・ それらの取組により、全体としてどういう職場を目指していくのかを上部の〈宣言〉の欄に記載してください。

##### c 法人情報（様式2-③、④）

- ・ 様式に沿って各欄を記載してください。
  - ・ 様式2-③は法人共通で1枚、様式2-④は各法人内の施設・事業所等ごとに実情に応じて必要な枚数だけ記載してください。
- ※ 内容が同じ施設・事業所は1枚にまとめてかまいません。

#### イ 宣言の申請

アの記載が終わったら、a～cの書類に申請書の鑑（様式1）及び自法人のPRシート（A4サイズ、様式任意）を付けて、提出してください。

##### 【提出書類】

- ・ 「ながさき介護の職場環境向上宣言」申請書（様式1）
- ・ ながさき介護の職場環境向上宣言書（様式2-①～④）※アのa～c
- ・ PRシート（A4サイズ、様式任意）

##### 【提出部数】

書面1部及び電子データ

【提出方法】

書面：持参又は郵送による

電子データ：電子メールによる

【提出先】

「(4) 申請書等の提出・お問い合わせ先」のとおり

ウ 認定証の交付

申請内容を確認した後、県から認定証を交付します。交付後は認定証を主たる事業所の見える位置に掲示する等、周知に努めてください。また、宣言書は法人又は事業所のホームページに掲載してください。

なお、改善の取組は、認定証の交付を待たずに開始してください。

エ 宣言結果の報告

取組期間（6月30日まで）終了後、取組結果を報告してください。なお、報告内容確認のため、必要に応じて意見聴取又は実地調査等を実施します。

【提出書類】

- ・ 「ながさき介護の職場環境向上宣言」取組結果報告書の鑑（様式4-①）  
※ 様式内に、次年度の取組について意思表示する欄がありますので、該当するものを選択してください。
- ・ 「ながさき介護の職場環境向上宣言」取組結果報告書（様式4-②）  
※ 必要に応じて取組を行ったことを証する書類の提出を求めます。

【提出部数】

書面1部及び電子データ

【提出方法】

書面：持参又は郵送による

電子データ：電子メールによる

【提出先】

「(4) 申請書等の提出・お問い合わせ先」のとおり

# 介護助手の仕事体験 参加者の募集 (参加無料)

※実施施設は裏面をご参照ください

介護助手とは…

老人ホーム等の介護事業所で、清掃や片付けなどの身体介護以外の業務を担う仕事

★その介護助手の仕事体験を希望する参加者を募集しています。

〈仕事体験の流れ〉

1  
参加申込

2 体験前の基礎研修  
(1日、3～6時間程度)  
最低限必要な知識を知っていただくための講座、業務内容やそのやり方の説明と体験日の日程調整 等

3 介護助手の仕事体験  
(3時間×3日間程度)  
参加者・体験施設の都合を考慮した日程で仕事体験を実施。実際の仕事や職場の雰囲気を経験してください。

4 アンケート  
体験終了後、就労の意向がある方には、職業紹介所等を紹介いたします。



- 1 対象者
  - ・男女問わずおおむね60歳以上の方ならどなたでも可 (参加費無料)
  - ・介護助手の業務体験は、体力にあわせて行いますので安心してお申込ください。
- 2 介護助手の仕事体験前の基礎研修の開催日、体験できる業務内容等
  - ・今回の仕事体験は、裏面の実施施設一覧に載っている各施設で実施します。
  - ・仕事体験の前に、体験を希望する施設で体験前の基礎研修を行います。
  - ・体験前の基礎研修の開催日、体験できる業務内容は各施設で異なりますので、裏面をご参照いただき、興味のある施設に、電話でお問い合わせください。
- 3 介護助手の仕事体験の実施日
  - ・仕事体験の実施日は、2の基礎研修の実施時に、施設と参加者の方で相談の上、決定します。
  - ※仕事体験は3時間×3日間程度を基本としますが、事情に応じて調整します。
- 4 申込方法
  - ・参加を希望される方は、希望する施設に直接お電話いただき、「介護助手の仕事体験への参加を希望して電話した」とお伝えください。

## おおむね60歳以上の方対象

主催：長崎県、長崎県老人福祉施設協議会、長崎県老人保健施設協会、  
長崎県認知症グループホーム連絡協議会、ながさき生涯現役応援センター

# 介護助手の仕事体験事業の実施施設と開催日程

介護助手の仕事体験は以下の施設で実施しています。  
興味のある方は、ご希望の施設に電話でお問い合わせください。

地区	法人名	施設名	住所	電話番号	体験前の基礎研修の開催日時	体験できる業務の内容
長崎	医療法人秋桜会	介護老人保健施設 コスモスガーデン桜の里	長崎市さくらの里 2丁目27番28号	095-840-1200	H31.2.16(土) 10:00~16:00	シーツ交換、着替え準備、食事の配膳・下膳、配茶、ポータブルトイレの清掃、コップの消毒、入所者とのコミュニケーション
	医療法人友愛会	介護老人保健施設にしぎの里	長崎市錦2丁目1-1	095-845-2133	H31.2.9(土) 10:00~12:30	お食事の配膳・下膳、おやつ・お茶の準備、シーツ交換・お部屋掃除、高齢者の話し相手、見守り
	特定非営利活動法人白岳福祉サービス	グループホーム しらゆり園	長崎市住吉台町4番11号 ヒルサイド泉台	095-849-5187	H31.1.28(月) 13:00~14:00	認知症の方への対応、見守り、話し相手、趣味活動のお手伝い、清掃、片付け等
	社会福祉法人平成会	グループホーム秋桜	長崎市滑石 6丁目4番3号	095-856-2940	H31.1.21(月) 9:00~12:00	参加者と相談して決定
	社会福祉法人平成会	グループホーム・滑石	長崎市滑石 6丁目5番75号	095-860-6666	H31.1.21(月) 9:00~12:00	参加者と相談して決定
	社会福祉法人 榎ヶ丘	特別養護老人ホーム 榎ヶ丘荘	長崎市神浦丸尾町 1553番地	0959-24-0130	H31.1.9(水)・14(月)・20(日)・24(木)・30(水)・31(木)	清掃、片付け、洗濯等の手伝い
長与	社会福祉法人のぞみ会	特別養護老人ホームのぞみの社	西彼杵郡長与町 吉無田郷1578	095-887-3333	H31.1.10(木)・17(木)・24(木)・31(木) ※毎週木曜日 9:00~12:00	※下記A~Cのうち、参加者と相談して決定します。 A: 認知症の方への対応、見守り、話し相手、趣味活動のお手伝い、サークル活動の講師 B: ユニットでの配膳、ベッドメイキング、共同作業(洗濯物たたみ、食器洗い、清掃作業) C: 清掃、備品準備、整理、食器洗浄、配膳カート運搬、片付け
諫早	社会福祉法人平成会	グループホーム・栄田	諫早市栄田町 42番58号	0957-25-0025		直接施設にお問い合わせ下さい。
	社会福祉法人芙蓉会	ケアハウス 第二椿寿荘	諫早市栄田町 582-9	0957-28-9101	H31.2.5(火) 13:00~16:00	入居者の話し相手、レクリエーションの補助、環境整備など
	医療法人 社団厚生会	介護老人保健施設 恵風園	諫早市多良見町 化屋995	0957-43-2116	H31.1.25(金) 9:00~13:00	認知症の方への対応、見守り、話し相手、趣味活動のお手伝い、清掃、片付け、シーツ交換等
大村	医療法人 みどりグループ	リハビリセンター大村	大村市山下町 930-3	0957-55-7811	H31.1.30(水) 9:30~12:30	高齢者や認知症の方への対応、話し相手、趣味活動のお手伝い等
島原	社会福祉法人瑞幸会	地域密着型特別養護老人ホーム まゆやまの里	島原市横田町 甲227番地1	0957-63-0088	H31.1.22(火) 13:00~16:00	入居者の話し相手、清掃、片付け、配膳、洗濯等の手伝い
佐世保	社会福祉法人朋友会	介護老人保健施設 ひまわり	佐世保市指方町 5040-3	0956-20-2100	H31.2.20(水) 10:00~14:00 ※予定のため、事前に施設にお問い合わせください。	食事に係る配膳・下膳等の協力、入浴に係る誘導の協力、排泄に係るオムツ交換の協力、その他見守り、居室の衛生維持、レクリエーションの協力等
	社会福祉法人 幼老育成会	介護老人保健施設 サクラ	佐世保市八幡町 1-2	0956-23-1802		参加者のご相談に応じます。直接施設にお問い合わせ下さい。
	医療法人 翠山会	介護老人保健施設 すいざん荘	佐世保市赤崎町 74-2	0956-26-0555	H31.2.4(月) 9:00~12:00	参加者のご相談に応じます。直接施設にお問い合わせ下さい。
	社会福祉法人 寛寿会	特別養護老人ホーム 海南荘	佐世保市儀ヶ浦町 210番地	0956-28-3038		参加者のご相談に応じます。直接施設にお問い合わせ下さい。
松浦	社会福祉法人長松会	特別養護老人ホーム 青山荘	松浦市御厨町里免 395番地1	0956-75-2888		参加者のご相談に応じます。
五島	医療法人 山下医院	リハビリセンターふくえ	五島市吉田町 2390	0959-72-3535	H31.1.31(木) 10:00~12:00	居室の清掃、ベッドメイキング、シーツ交換、環境整備、入所者との話し相手、趣味活動のお手伝い等
	社会福祉法人 なごみ会	かけはし福江 通所介護事業所	五島市武家屋敷 三丁目2番6号	0959-75-0181	H31.1.25(金) 13:30~16:30 ※同一法人が運営する下記の事業所でも体験を実施できます。体験先事業所や日程は、基礎研修終了後相談の上決定します。 ○かけはし福江短期入所 (住所: 五島市武家屋敷三丁目2番6号) ○かけはし木場短期入所 (住所: 五島市木場町493番地1)	見守り、入所者の話し相手、趣味活動のお手伝い、ベッドメイク、配膳下膳など ※同一法人が運営する下記の事業所でも体験を実施できます。体験先事業所や日程は、基礎研修終了後相談の上決定します。 ○かけはし福江短期入所 (住所: 五島市武家屋敷三丁目2番6号) ○かけはし木場短期入所 (住所: 五島市木場町493番地1)
	社会福祉法人 さゆり会	特別養護老人ホーム 只狩荘	五島市香江町 黒瀬585番地	0959-86-2426	H31.1.23(水) 9:00~12:00 H31.1.28(月) 13:30~16:30 ※上記のどちらかに参加願います。 ※両日都合の悪い方はご相談ください	清掃、配膳下膳、洗濯、ベッドメイク、見守り等
上五島	社会福祉法人 秀峯会	特別養護老人ホーム つばきの里	南松浦郡新上五島町 浦桑郷1008番地5	0959-54-2411	H31.1.23(水) 9:30~17:00 ※当日都合の悪い方は相談に応じます	ご利用者の身体に直接触れない業務(配膳、掃除、シーツ交換、備品の整理等)
対馬	社会福祉法人 梅に会	養護老人ホーム 丸山	対馬市峰町 三根36番地1	0920-83-0780	H31.1.21(月) 9:30~12:30 (3時間程度) 開催	入所者の話し相手、清掃、片付け、配膳、洗濯等の手伝い

※ご不明な点は、長崎県庁長寿社会課(☎095-895-2440)にお問い合わせください。

介護未経験者向け  
参加費無料

# 介護に関する入門的研修

別添8

県内8か所（長崎・佐世保・諫早・島原・五島・上五島・壱岐・対馬）で開催！

短期間（3日間）で介護の  
知識・技術を  
学べる研修です！

介護の仕事に  
関心がある方  
家族の介護に  
活かしたい方  
介護の技術を  
学びたい方

修了者には  
長崎県が発行する  
修了証明書を  
お渡しします



子育てが  
ひと段落  
した方  
学生の方  
定年退職を  
予定されて  
いる方

※全てのカリキュラムを修了すると実務者研修・介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部が免除になります。

	日程	概要	主な内容	
A	1 日目	3時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護に関する基礎知識</li> <li>介護の基本</li> </ul>	介護を支える制度、介護における安全・ 安楽な体の動かし方、体操など
			<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の理解</li> </ul>	認知症の基礎知識、心理・行動の特徴、 支援や関わり方など
B	2 日目	18時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な介護の方法</li> </ul>	生活支援技術の基本など
			<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の理解</li> </ul>	介護職の役割や専門性、老化の理解など 障害特性に応じた生活上の障害や心理・ 行動の特徴、支援や関わり方など
	3 日目		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護における安全確保</li> </ul>	事故や感染などリスクに対する予防や対 策等に関する知識、自身の健康管理に関 する知識など

☆研修にかかるテキスト代及び参加費は無料です。

☆「A 基礎講座」または「A 基礎講座 + B 入門講座」のいずれかの受講を選択できます。

昨年「基礎講座のみ」受講修了した方は「入門講座のみ」の受講が可能です。

☆裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、下記までFAXまたは郵送いただくか、当センターのホームページからお申込みください。

☆この研修は、雇用保険の失業認定に必要な求職活動の実績になります。

**CHECK!**

公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6階

Tel: 095-828-6549 / Fax: 095-828-6589

URL: <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagasaki/>

ご希望の会場・講座に  
○をつけてください



FAX: 095-828-6589

受講申込書

チェック	地区	講座	開催日	時間	場所	申込締切
A	長崎	基礎講座	11月9日(土)	9:00~12:00	大久保大黒町ビル新館2階 (長崎市大黒町9-22)	10/28 (月)
B		入門講座	11月9日(土)	13:00~17:00		
			11月10日(日)	9:00~17:00		
			11月16日(土)	9:00~17:30		
A	佐世保 県北	基礎講座	12月7日(土)	9:30~12:30	アルカスSASEBO 大会議室A (佐世保市三浦町2-3)	11/28 (木)
B		入門講座	12月7日(土)	13:30~17:30		
			12月8日(日)	9:15~17:15		
			12月15日(日)	9:15~17:45		
A	県央	基礎講座	11月17日(日)	9:00~12:00	小栗ふれあい会館 研修室2・3 (諫早市小川町1222番地)	11/7 (木)
B		入門講座	11月17日(日)	13:00~17:00		
			11月23日(土)	9:00~17:00		
			11月24日(日)	9:00~17:30		
A	県南	基礎講座	12月14日(土)	9:00~12:00	島原復興アリーナ サブアリーナ 研修室 (島原市平成町2番地1)	12/3 (火)
B		入門講座	12月14日(土)	13:00~17:00		
			12月21日(土)	9:00~17:00		
			12月22日(日)	9:00~17:30		
A	五島	基礎講座	12月14日(土)	9:30~12:30	福江文化会館 会議室 (五島市池田町1-2)	12/4 (水)
B		入門講座	12月14日(土)	13:30~17:30		
			12月15日(日)	9:00~17:00		
			12月21日(土)	9:00~17:30		
A	上五島	基礎講座	1月18日(土)	9:00~12:00	新上五島町 石油備蓄記念会館 研修室 (南松浦郡新上五島町青方郷1549-6)	1/8 (水)
B		入門講座	1月18日(土)	13:00~17:00		
			1月19日(日)	9:00~17:00		
			1月20日(月)	9:00~17:30		
A	壱岐	基礎講座	11月16日(土)	9:30~12:30	壱岐の島ホール 102会議室 (壱岐市郷ノ浦町本村触445)	11/6 (水)
B		入門講座	11月16日(土)	13:30~17:30		
			11月17日(日)	9:00~17:00		
			11月18日(月)	9:00~17:30		
A	対馬	基礎講座	11月30日(土)	9:30~12:30	対馬市交流センター 中会議室 (対馬市厳原町今屋敷661-3)	11/20 (水)
B		入門講座	11月30日(土)	13:30~17:30		
			12月1日(日)	9:30~17:30		
			12月2日(月)	9:30~18:00		

ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
自宅電話		携帯			
住所	〒				

(公財)介護労働安定センター長崎支部  
〒850-0057 長崎市大黒町9-22  
大久保大黒町ビル新館6階-18  
TEL: 095-828-6549/FAX: 095-828-6589

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

介護福祉士の資格保有者は  
離職した際、  
福祉人材センターへの届出が  
努力義務となっています。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となっています。介護職として働く人は増え続けていますが、現在、そして近い将来、介護を必要とする高齢者も増加し続けているため、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍いただけるように届出制度を創設。福祉人材センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、最適な就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができるようになりました。

また、介護福祉士とは異なり、法律による努力義務はありませんが、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届出ると支援を受けることができます。

-19-

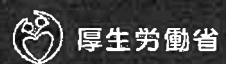


介護福祉士の  
お守り、  
できました。

お忘れなく。  
あなたを生涯支える  
離職時の届出制度

対象資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修
-------	-----------	-----------	-----------------------	-----------



全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター  
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

せつかくの  
資格。

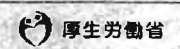
介護福祉士等  
の資格をお持ちの  
皆さんへ



ご存知ですか？  
あなたを生涯支える  
離職時の届出制度

対象資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修
-------	-----------	-----------	-----------------------	-----------



全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター  
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター  
〒852-8555  
長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター  
TEL 095-846-8656 / FAX 095-846-87

別添9



# 介護福祉士等の 有資格者を 生涯サポート

## サポート 1

### 最新の情報をお届け

介護の仕事に関する様々な情報を届出た方々それぞれのマイページにお届けします。

例) 福祉・介護に関するニュース、就職活動に役立つ情報、各種イベント情報、就職先を探す方には、希望に応じた福祉・介護分野の求人情報

## サポート 2

### 知識・技術の再習得研修や 職場体験も。

ブランクのある方には、介護の知識・技術の研修や、介護の職場の現状や個々の職場の実情を肌で知るための職場体験のサポートも行います。

## サポート 3

### 都道府県ごとのセンターが きめ細かに対応。

再就職をご希望の場合、ホームページ上でのサポートに加えて、各都道府県の福祉人材センターが、きめ細かく求職者からご相談に応じ、新しい活躍の場と出会う手伝いをいたします。

# 4つのステップで簡単にご登録

<https://www.fukushi-work.jp> **福祉のお仕事**

登録は  
こちらから



## STEP 1 /



- 「福祉のお仕事」ホームページにアクセス。
- 届出者(介護)の方を選択。

## STEP 2 /

求職者の方

ホーム > 届出者(介護)の方 > タイトル

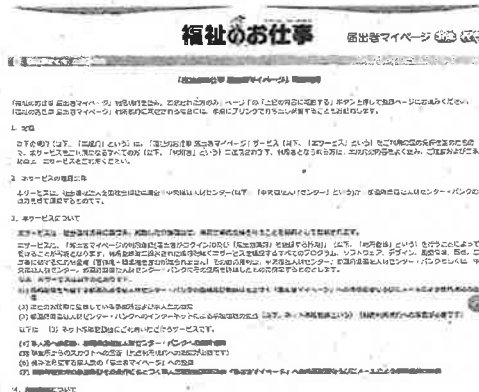
届出者(介護)の方



ログイン > 新規登録 >

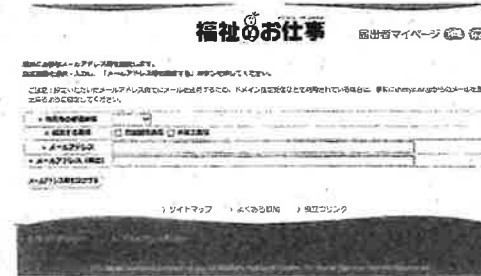
- 新規登録を選択。

## STEP 3 /




- 利用規約に同意する。

## STEP 4 /



- 仮登録申請を入力。(メールアドレス等)
- 受信したメール記載の本登録用URLを選択。
- 表示画面にそって、届出に必要な情報を登録。
  - 届出登録が完了。
- 届出者マイページにログインできる。

# 介護労働安定センターについて



私たちは介護のプロを  
応援します！



2019年度

公益財団法人介護労働安定センター

長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6階

TEL : 095-828-6549 FAX : 095-828-6589

# 1. 雇用管理の改善（働きやすい職場環境づくりのお手伝い）

無料

## 雇用管理コンサルタント及びヘルスカウンセラーによる相談援助

介護労働者を雇用する事業主の皆様のさまざまな雇用管理の改善及び介護職員の方のメンタル予防・健康管理について専門家が訪問または来所による無料の相談を実施します。また、各事業所や、複数の事業所に対する講話、勉強会、相談会、研修会にも対応いたします。申込みは随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

### 雇用管理コンサルタント 9名

- ・税理士
- ・中小企業診断士
- ・特定社会保険労務士
- ・社会保険労務士



#### <雇用管理コンサルタント個別相談実施例>

- ・就業規則等各種規程の見直しについて
- ・労務管理について
- ・募集・採用について
- ・人事評価制度について
- ・賃金体系について
- ・処遇改善加算について
- ・助成金について 等々

#### <雇用管理コンサルタント研修実施例>

- ・パワハラ防止とアンガーマネジメント
- ・労務トラブルの事前対策
- ・介護保険の仕組み 等々

### ヘルスカウンセラー 10名

- ・精神科認定看護師
- ・感染管理認定看護師
- ・臨床心理士
- ・公認心理師
- ・看護師
- ・はり師 きゅう師
- ・心理相談員
- ・産業カウンセラー
- ・理学療法士



#### <ヘルスカウンセラー個別相談>

- ・ヘルスカウンセラーとの個別面談を実施します。

#### <ヘルスカウンセラー研修実施事例>

- ・職場のメンタルヘルス
- ・うつ病について
- ・感染症予防・腰痛予防
- ・セルフコントロールとコミュニケーション
- ・ストレス対策 セルフケア 等々

無料

## 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

介護分野における人材確保のため、地域ネットワーク・コミュニティを構築し雇用管理改善の支援を行い、介護業界全体で「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図る事業を実施します。

雇用管理改善セミナー 6/26（水）田平会場 6/28（金）東彼岸会場 7/17（水）島原会場

無料

## 介護労働者雇用管理責任者講習（総合コース2本、専門コース2本）

介護事業所において雇用管理全般に関する知識を持った者が、雇用管理責任者として雇用管理改善を進めるための講習を実施します。

有料

## 事業者支援セミナー

介護事業所の事業主や中間管理職及び介護団体等の長などを対象に、組織管理、財務管理及びサービス管理など雇用管理及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の修得または意識啓発など事業所のニーズに即したテーマによるセミナーを実施します。

### 「【基礎編】メンター制度の理解と運用」

- 7月12日（金）長崎市開催 定員各50名

### 「【応用編】メンター制度を活用するための信頼構築技法」

- 7月24日（水）長崎市開催 定員各50名

講師：柴田 裕治 氏（社会福祉法人 天龍会 すずらの里デイサービスセンター センター長）

### 「介護経営セミナー」

- 7月29日（月）長崎市開催 定員100名

- 2月21日（金）長崎市開催 定員100名

講師：小濱 道博 氏（小濱介護経営事務所 代表）



## 2. 職業能力の開発 (利用者へのサービス向上のために)

### 実務者研修 (625時間)

当センターでは、雇用保険受給資格者で介護職への就職を希望され、公共職業安定所長から職業講習の受講指示を受けた方の離職者訓練として実施します。

実施期間：2019年6月3日～11月13日

無料

### 能力開発啓発セミナー／キャリアアップ講習会

- 5月16日(木) 長崎市開催 ●11月予定 佐世保市開催 定員各40名  
「コーチングスキルを身につけよう！」  
講師：末永 訓弘 氏 (労務・研修ラボ スエナガ 代表)
- 5月16日(木) 長崎市開催 ●11月予定 佐世保市開催 定員各40名  
「組織のモチベーションマネジメント」  
講師：川崎 昌子 氏 (ツナグバサンカク 共同代表)

無料

### 研修コーディネート事業

従業員のキャリア形成に取り組む介護事業所を対象に、訪問等による無料の談援助を実施し、相談内容に応じて雇用管理改善の担当者と連携し問題解決に努めます。

#### 人材育成 コンサルタント 10名

- ・キャリアカウンセラー (CDA)
- ・キャリアコンサルタント
- ・特定社会保険労務士
- ・社会保険労務士 等

#### <人材育成コンサルタント個別相談事例>

- ・職員のキャリア形成、研修体系構築
- ・キャリアパスの作成
- ・階層別研修について
- ・リーダーの育成法
- ・メンター制度について 等々

#### <人材育成コンサルタント集団相談事例>

- ・組織人としての仕事の進め方
- ・強いチームをつくるためのモチベーションアップ
- ・リーダーの役割と心構え
- ・研修、教育の重要性と必要性について
- ・タイプ別スキルアップの方法 等々

有料

### 介護職員スキルアップ講習

より実践的な知識・技術等を修得してレベルアップすることができます。

介護職のための口腔ケア	7月4日(木)	定員 40名	長崎市
大人の発達障がい	7月9日(火)		長崎市
大人の発達障がい	9月2日(月)		佐世保市
薬と医学の知識	11月21日(木)		長崎市



有料

### 出張講習 (ケアサポート講習)

センターが培った情報を活かし、皆様のご要望に応じた研修を計画・実施いたします。サービス産業の現場や介護事業所等における職員研修等の一環として、お客様のニーズに合わせ研修を組み立てる、オーダーメイド型の講習です。

#### CHECK! こんな方にオススメ!

- ・講習を受けたいが日程が合わない
- ・開催地まで遠くて受講できない
- ・社内研修をしたいが、誰に頼んだらいいかわからない
- ・計画的に研修を実施したいが、どのように計画したらいいかわからない
- ・多くの職員に統一した講習を受けさせたい 等々

◎研修に活用できる助成金もあります!

助成金に関するご相談も無料ですので、お気軽にご連絡ください。



### 3. 情報の提供（介護労働者の理解のために）

#### 図書・DVD、機関誌「ケアワーク」の発行

介護についての能力向上や資格取得に役立つ図書や介護に関わる方々の技能レベル向上と幅広い知識の修得に役立つDVDを発行しています。  
また、介護の関する知識や最新の情報等を掲載した月刊誌を発行しています。



#### 職場改善好事例集

こんなときどうする？

介護事業を行ううえで、職員の雇用管理に関する悩みは尽きません。「職場改善好事例集」では、そんな悩みを解決するヒントとして、全国の訪問・施設介護事業所が取り組んだ雇用管理の改善事例を紹介しています。

詳しくはこちらから → <http://www.dousuru.kaigo-center.or.jp>

#### 介護情報サイト（care-net.biz）の運営

##### ・ホームページ作成 ～ 制作・公開・更新・運用 ～

今やホームページは、介護事業所の情報公開だけでなく、サービスのご利用をお考えの方、就職をご希望の方等の必須アイテムです！  
当サービスは、電話、郵便、FAX、E-mailなどで掲載内容をホームページセンターに送るだけで、簡単にお手頃価格で作成できます。

初期設定費用：賛助会員 47,300 円（一般 60,600円）  
月額利用料：賛助会員 6,400 円（一般 7,800円）

（月額利用料にはサーバーレンタル・保守費用・月の更新最大2回分を含む）  
※求人サイト「ケアワークナビ」の求人広告を無料で1年間掲載できます



##### ・介護事業者検索サイト「カイゴホームページナビ」（登録無料）

当検索サイトに登録いただくと、日本全国で介護事業所をお探しの方が、インターネットにより介護事業者のホームページを地域別・提供サービス別に検索される際の検索対象となります。

### 4. 介護関係機関との連携（介護分野の人材確保・定着のために）

#### 介護労働懇談会の実施

安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援することによって、介護人材の確保及び定着、育成をもたらすために、地域の介護関係の行政機関、民間団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有するために、地域の実情に応じた役割、分担のあり方について検討します。

<構成>（2019年度現在）

長崎労働局 ハローワーク長崎 県福祉保健部 県産業労働部 長崎市福祉部 長崎県社会福祉法人経営者協議会 長崎県老人福祉施設協議会 長崎県老人保健施設協会 長崎県認知症グループホーム連絡協議会 長崎県介護支援専門員連絡協議会 長崎県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 長崎県介護福祉士会 長崎県社会福祉士会 高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部 長崎職業能力開発促進センター 長崎県看護協会 長崎県介護福祉士養成施設連絡協議会 日本労働組合総連合会長崎県連合会 介護労働安定センター長崎支部 等

### 5. 福利厚生充実の充実（介護労働者の福祉の増進のために）

#### ○傷害補償制度 ○感染症見舞金制度 ○賠償責任補償制度 ○個人情報漏えい保険制度等

介護サービス提供中などに起こる事故や傷害（ケガ）など、不慮の事態に備えた介護労働者及びケア・ワーカーに対する補償制度の運営を行っております。

保険加入等については、保険総代理店：（株）全福サービス（TEL：03-3252-2035）にお問い合わせください。

### 6. 賛助会加入のご案内

当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方の会費等によって運営されています。当センターの事業の趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただきますようお願い申し上げます。

入会のお申し込みにつきましては、当支部までお問い合わせください。

<主な特典>

- ①月刊「ケアワーク」無料送付
- ②発行図書・DVD等の割引
- ③指定する講習等の受講料割引
- ④ホームページサービス利用料割引
- ⑤その他情報提供

## 無料で専門家を派遣し 個別相談や研修を実施します

当センターが委嘱している専門家とは？

➤ 社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、キャリアコンサルタント、認知症介護指導者、介護福祉士、介護支援専門員 等

### 人事管理制度

雇用

公平な人事管理を行うには、どうしたらよいか。職員も納得する人事管理制度になるよう見直したい。



### 研修計画

育成

職員のモチベーションを高めるために研修を充実させ、職員の質の向上を図りたい。



### 腰痛予防

健康

「職業病」とも言われている、腰や首などの痛みを防ぐためにはどうしたらよいか。



### 労働時間

雇用

変形労働時間制を導入したい。登録ヘルパー等の移動時間の取り扱いや法定休日、36協定とは。



### キャリア形成

育成

職員一人ひとりの目標達成のためにはどうしたらよいか。組織人としての仕事の進め方とは。



### 感染症予防

健康

ウイルスなど、職員間の感染を予防する方法を知りたい。感染症対策を徹底したい。



### 賃金体系

雇用

介護職に合った賃金体系とは。古い賃金体系を見直し、職員のやる気の向上につなげたい。



### リーダーシップ

育成

新任の管理職にリーダーシップを身につけてほしい。管理者としての心構えについて。



### ストレス対策

健康

職員のストレスを緩和し、安心して仕事に打ち込んでもらうにはどうしたらよいか。



### 就業規則

雇用

実地指導に耐えられる就業規則か点検してほしい。法改正に対応した就業規則が見直したい。



### キャリアパス

雇用  
育成

処遇改善加算のためにキャリアパスをつくりたい。また、つくったキャリアパスを運用するには。



### うつ病予防

健康

うつ病が疑われている職員がいる。対応を教えてください。職員に個別相談も行いたい。



### 処遇改善加算

雇用

処遇改善加算の算定要件とは。算定に必要な書類を整備したい。



### 助成金

雇用  
育成

助成金を活用できるのは、どんな時なのか。職員の育成に利用できる助成金等を知りたい。



### 休職・復職

雇用  
健康

職員が休職や復職する際、どのような点に注意したらよいか。



上記項目以外でも  
お気軽にご相談ください

事業項目	相談可能時間
雇用管理改善	1 法人 年間6時間まで
人材育成	1 法人 年間3回まで
健康確保	1 法人 年間4時間まで

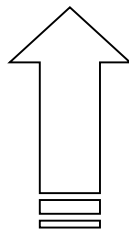
【お申し込み・お問い合わせ先】

(公財) 介護労働安定センター 長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6F

TEL/FAX 095-828-6549 / 095-828-6589

FAX:095-828-6589



年 月 日

事業所名		代表者名	
所在地	〒		
	TEL:	FAX:	
申込者 (担当者) 氏名		役職	
相談内容			
実施 希望日時	第1希望日 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	受理印	
	第2希望日 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
実施日	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		

※「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、コンサルタント・ヘルスカウンセラー・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お申し込み・お問い合わせ先】



(公財)介護労働安定センター 長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6F

TEL/FAX 095-828-6549 / 095-828-6589



# 令和元年度 介護労働者雇用管理責任者講習

総合コース：働き方改革～介護事業所が守らなければならない法定事項～

日時	8/27 (火) 13:30～16:30 (受付は13:00から)	9/18 (水) 13:30～16:30 (受付は13:00から)
場所	佐世保市中央公民館 (佐世保市常磐町6-1)	長崎市立図書館 (長崎市興善町1-1)
講師	末永訓弘氏 社会保険労務士 (第1部)	田川智砂子氏 社会保険労務士 (第1部)
	長崎労働局 雇用環境・均等室 (第2部)	
内容	第1部 ・労働契約法 ・同一労働同一賃金 ・労働時間管理 ・勤務間のインターバル制度 ・年次有給休暇の義務化 ・労働安全衛生法の改正 等	第2部 ・自社の現状分析 ・取組事例 ・活用できる助成金 ・グループ討議 (問題点と対応策を協議)



※テキスト  
無料配布

専門コース：職員の働きがいと高い成果のための 人事考課の考え方・進め方

日時	10/29 (火) 13:30～16:30 (受付は13:00から)	11/14 (木) 13:30～16:30 (受付は13:00から)
場所	大久保大黒町ビル新館2階 (長崎市大黒町9-22)	佐世保相浦地区公民館 (佐世保市川下町209-5)
講師	佐藤 信吾 氏 社会保険労務士	
内容	I. 介護人材の定着促進の必要性 1. 介護労働実態調査より 2. 激しい環境変化の時代と心の病の増加 II. 職員の働きがいと高い成果とは 1. 働きがいとは 2. 高い成果とは 3. 組織が成立する要素 4. 情報の共有化	III. 人事考課の考え方・進め方 1. 人事考課の目的 2. 評価・面接のプロセス 3. 人材育成のための人事考課 4. 査定：処遇への反映 IV. 上司の心得と部下指導のコツ 1. 介護人材をモチベートする本質 2. 傾聴・承認・質問のスキル 3. パワハラといわれない指導のために 4. メンタリングとメンター制度



※テキスト  
無料配布

受講料：**無料**

定員：**40名** ※先着順

対象者：介護分野の事業所や介護分野に参入しようとする事業所において人事・労務等を担当する方

※受講された方には受講証明書を発行いたします

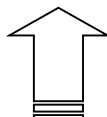
## 雇用管理責任者講習とは

介護分野の事業所において、働きやすい職場づくりを自主的に進めていくため、雇用管理に責任を有する方に雇用管理について学んでいただく講習です。厚生労働省告示（介護雇用管理改善計画）において、介護従事者の雇用管理改善のためには、事業所における雇用管理責任者の選任及び当該責任者名の明示等が重要であるとされました。

※ 受講数か月後、選任状況調査アンケートを実施いたしますのでご協力いただきますようお願いいたします

【お申し込み・お問い合わせ先】 公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6F TEL/FAX:095-828-6549/095-828-6589



FAX : 095-828-6589

※参加を希望する講習の左欄に○をつけてFAXまたは郵送でご連絡ください。

	コース	開催日	会場	講師	参加者 役職・氏名
	総合コース	8月27日(火) 13:30~16:30	佐世保 中央公民館	末永訓弘 長崎労働局	① ..... ②
		9月18日(木) 13:30~16:30	長崎市立 図書館	田川智砂子 長崎労働局	① ..... ②
	専門コース	10月29日(火) 13:30~16:30	大久保 大黒町ビル 新館2階	佐藤信吾	① ..... ②
		11月14日(木) 13:30~16:30	佐世保 相浦地区 公民館	佐藤信吾	① ..... ②

**※必須**

貴事業所は  
「雇用管理責任者」を選任していますか？

※いずれかに○をつけてください

1. 選任している                      2. 選任していない

※法人名・事業所名・出席者氏名につきましては、受講証明書に使用いたしますので  
正式名称にてご記載ください。

※受講者の個人情報（氏名、住所、電話番号等）は、当該講習に関する通知等の送付および受講に関する  
連絡の範囲で利用させていただきます。

法人名			事業所名		
事業所 住所	〒				※受付印
TEL			FAX		



(公財) 介護労働安定センター 長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6F

TEL/FAX 095-828-6549 / 095-828-6589

(案)

3 1 長社第 号  
令和元年 月 日

各介護保険事業所管理者 様

長崎県長寿社会課長  
(公印省略)

介護保険事業所等への各種通知等の配信に係るメールアドレスの登録について(依頼)

日頃より本県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、長寿社会課では、事業者の皆様に対して、即時の情報伝達、事務の簡略化を図るために、メールアドレス登録を、お願いしているところですが、今回、改めて、メールアドレス登録の趣旨を、ご理解いただき、より多くの事業所にご登録いただくため、下記のとおりアンケートを実施しますので、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

&lt;ホームページ掲載場所&gt;

長寿社会課ホームページ

( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/index.html> )

「長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ」「介護保険事業所等への各種通知等の配信に係るメールアドレスの登録へのお願い(依頼)」

1. 提出する内容 別紙1の調査票を作成
2. 提出期限 令和元年 9月 日( )
3. 提出方法 FAXもしくは郵送

問合せ先

長崎県 長寿社会課

施設・介護サービス班

担当者 天野・出口

TEL 095-895-2436

FAX 095-895-2576



送信先：095 - 895 - 2576（送信票不要） 長崎県長寿社会課 出口行き  
別紙 1

## 調査票

施設（事業）種別：\_\_\_\_\_

事業所番号：\_\_\_\_\_

施設（事業所）名：\_\_\_\_\_

記入担当者名：\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）：\_\_\_\_\_

既にメルマガ登録されている事業所様におかれましても、お手数ですが、調査のご協力をお願いいたします。

（該当する項目に「 」の記入をお願いします。）

（ ） 既に登録済み

（メールアドレス）：\_\_\_\_\_

その場合、情報伝達とともに、このアドレスを利用して、照会等を行っていいか。

（ ）はい

（ ）いいえ

（ ） 新たに、本施設（事業所）のメール登録を行う

（メールアドレス）：\_\_\_\_\_

その場合、情報伝達とともに、このアドレスを利用して、照会等を行っていいか。

（ ）はい

（ ）いいえ

（ ） 本施設（事業所）のメール登録を行わない。

登録を行わない理由に、（ ）に をご記入下さい。（複数回答可）

- ・（ ）事業所にメールアドレスがないため
- ・（ ）メールの管理が煩雑になるため
- ・（ ）メルマガ登録を行っても、事業所に必要な情報がないと思うため
- ・（ ）その他

ご協力ありがとうございました。

## 介護保険事業所等への各種通知等の配信に係るメールアドレスの登録について

長崎県長寿社会課では、即時の情報伝達、事務の簡略化を図るため、介護保険に関する通知等の更新情報をメールにて配信しています。

介護保険事業者等の皆様には、必ずメールアドレスの登録をしていただきますようお願いします。

### 配信内容

介護保険に関する通知等

その他特に必要と認めた事項（長寿社会課以外の部署などのお役立ち情報もあります。）

### 配信対象

長崎県指定の介護保険事業所　有料老人ホーム（サ高住含む）　養護老人ホーム　軽費老人ホーム

以下の事業所は各市町の指定となりますので、登録することはできません。

- 所在地が長崎市・佐世保市にある事業所すべて
- 居宅介護支援
- 地域密着型サービス
- 総合事業

### 登録方法

下記ホームページ掲載箇所にある登録フォームにて、必要事項を入力いただきメールアドレスの登録を行います。

特定のサービスにのみ配信する場合がありますので、「申込み内容」の「サービス名」も忘れず入力してください。

登録後、県より受付番号が発行されますので、それをもって、登録完了とします。

県から必要に応じて登録のメールアドレスあてにメールを送信します。

## 【ホームページ掲載箇所】

ホーム < 分類で探す < 福祉・保健 < 高齢者・介護保険 < 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ < 長崎県介護保険事業所等向けメール配信

## 必要な手続き

届出内容	届出時期	必要書類
メールアドレスの新規登録	随時	登録フォームより登録
メールアドレスの変更	変更後速やかに	メールアドレス変更届 又は 解除フォーム・登録フォーム入力
メールアドレスの解除	随時	メールアドレス削除届 又は 解除フォーム入力

## 【アドレスの登録に当たっての留意事項】

メールアドレスは原則事業所（事業所番号）ごとに登録します。

本メールは送信専用です。返信できませんので、質問等は従来どおり電話又は F A X にて受付、回答いたします。

通知等の添付を伴う場合、メール添付ではなく、すべてホームページ上にて掲載します。

上記の登録方法で申請する以外にも、F A X での登録も可能です。その場合、メールアドレス以外に事業所名、事業所番号、サービス名を記載して F A X して下さい。

## 【アドレスの変更・削除に当たっての注意事項】

登録した内容に変更が生じた場合、メールが正しく送信されませんので、事業所は速やかに変更の手続きを行ってください。

事業所を廃止した場合、事業所は速やかに登録解除の手続きを行ってください。

## 問い合わせ先

長崎県長寿社会課施設・介護サービス班

担当：天野

( T E L ) 0 9 5 - 8 9 5 - 2 4 3 6

( F A X ) 0 9 5 - 8 9 5 - 2 5 7 6